

鳥取県告示第2号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成23年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
日本E R I 株式会社
- 2 変更した事項
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
広島支店判定部
変更前 広島県広島市中区上八丁堀4-1
変更後 広島県広島市中区八丁堀14-4
- 3 変更年月日
平成23年1月17日